４　廃棄物管理事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を廃棄物管理施設を設置した事業所において運搬することができる。

（事業所において行われる廃棄）

第三十三条　法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設を設置した事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

［一～十三　略］

（廃棄物管理施設の定期的な評価）

第三十三条の二　［略］

［項を削る。］

２　前項の規定は、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は適用しない。

（保安規定）

第三十四条　法第五十一条の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］

［号を削る。］

二　品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三　［略］

四　［略］

五　廃棄物管理施設の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ　［略］

ロ　保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

(1)～(4)　略

(5)　非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ　［略］

六　廃棄物管理施設の操作に関することであつて、次に掲げるもの

イ　廃棄物管理施設の操作を行う体制の整備に関すること。

ロ　廃棄物管理施設の操作に当たつて確認すべき事項及び操作に必要な事項

ハ　異状があつた場合の措置に関すること（第十二号に掲げるものを除く。）。

４　廃棄物管理事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を廃棄物管理施設を設置した事業所内において運搬することができる。

（事業所内の廃棄）

第三十三条　法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設を設置した事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

［一～十三　同上］

（廃棄物管理施設の定期的な評価）

第三十三条の二　［同上］

２　廃棄物管理事業者は、その事業を開始した日以降二十年を経過する日までに次に掲げる措置を講じなければならない。

一　経年変化に関する技術的な評価を行うこと。

二　前号の技術的な評価に基づき廃棄物管理施設の保全のために実施すべき措置に関する十年間の計画を策定すること。

３　前項の評価及び計画は、十年を超えない期間ごとに再評価を行わなければならない。

４　前三項の規定は、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は適用しない。

（保安規定）

第三十四条　［同上］

一　［同上］

二　安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

三　廃棄物管理施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四　［同上］

五　［同上］

六　廃棄物管理施設の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)～(4)　同上

(5)　非常の場合に採るべき処置に関すること。

ハ　［同上］

七　保安上特に管理を必要とする設備の操作に関すること。

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］